

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員の『仕事と生活の調和』を図り、働きやすい雇用環境の整備を進めるため、次の行動計画を策定し、実施する。

1. 計画期間

2025年4月1日 ～ 2027年3月31日（2年間）

2. 取り組み内容

目標1：男性の育児休業等の取得率に関する目標

- ・男性従業員の育児休業等の取得率、
および育児を目的とした休暇取得率を合せて 50%以上

○2025年4月以降

- ・役職者向けに、育児休業等の制度および給付金に関する制度主旨・内容説明を行う。
- ・従業員向けに、社内イントラネットを用いて育児休業等の制度内容や給付金に関する相談窓口の設置、および制度内容を掲示し周知する。
- ・育児休業等の取得対象となる従業員へ、個別に意向を確認し取得を促す。

目標2：所定時間外労働および法定休日労働の合計労働時間に関する目標

目標時間数〔全ての従事者〕

- ・一人あたり各月ごとの平均：30時間／月未満

○2025年4月以降

- ・役職者は仕事と育児の両立を必要とする従業員に対して、業務分担等の業務配慮を行う。
- ・工事繁忙期の現場事務管理者、変形労働時間制、週末交互出勤等を組合せて、労働時間の削減を継続実施。
- ・労働時間および休務日数（休日、休暇等）の実態把握を行い、働き方について労使間協議を継続実施。

○2026年4月以降

- ・所定時間外労働および法定休日労働の業務内容を確認し、必要な削減策を労使間で協議・検討を行い、対策を実施。

以上